

一、廿二日越州府中へ取懸、諸城雖相拘候、乘崩劔首候へ者、相殘城悉退散仕候事。

一、柴田越州北庄居城事、數年相拵、三千計留守者居申候處へ、修理亮馬百騎計にて逃入候事。

一、廿三日不息繼追懸、惣構乘破、則城中之廻捨間拾五間ニ陣捕申候事。

一、柴田息をつがせては、手間も入可申候かと秀吉存、日本之治此時候之條、兵共を討死させ候ても筑前不覺にて有間敷と、ふつつと思切、廿四日の寅刻ニ本城へ取懸、午刻ニ本城へ乗入、悉劔首候事。

一、城中ニ石藏を高築、天主を九重ニ上候之處へ、柴田貳百計にて相拘候。城中狹候之條、惣人數入こみ候へば、互共道具ニ手負、死人依在之、惣人數之中にて兵を撰出、天主内へ、うち物計にて切入せ候へば、修理も日比武篇を仕付たる武士にて候條、七度まで切而出候といへども相禦事不叶、天守之九重目の上へ罷上、惣人數ニ懸詞、修理が腹の切様見申て後學ニ仕候へと申付而、心もある侍は涙

をこぼし、鎧の袖をひたし候ニ依て、東西ひつそと靜候へば、修理妻子共、其外一類刺々、八十余不身替者切腹申下刻ニ相果候事。

一、廿五日賀州へ出馬、諸城雖相踏候。筑前守太刀風ニ驚、草木までも相靡體にて候ニ付而、越中境目金澤と申城ニ立馬、國之置目等申付候内ニ、越後長尾出^(景勝)人質、筑前次第令覺悟候之條令赦免、去七日ニ安土まで打入申候事。(中略)

一、右之趣、一々輝元へ被仰入尤存候。尙御兩使口上ニ申渡候。恐々謹言。
天正十一年
五月十五日

小早川左衛門佐殿

御返報

秀吉 在判

(本年四月廿六日秀吉の隆景に與へたる書狀に據れば、廿五日尙北庄に在りたる如く、而してこの文書に據れば同日加賀に入りたる如し。その何れか正しきを知らざるも、距離と宿泊すべき市邑とを以て之

を案するに、廿四日舟橋に、廿五日大聖寺に、廿六日小松に、廿七日松任に次し、而して廿八日を以て

金澤城に入りしにあらずやと思はる。

五月二十日。前田利家、前田安勝に、鳳至郡中居の眞清田三右衛門と爭議を醸したる小百姓の處分に就いて告ぐ。

【中井三右衛門傳書】 鳳至郡

一八一

尙々わろく被成、御にがし候ては不可然候。其心得專要候。以上。

中井之三右衛門尉申候。兩人之者召寄候へ共不罷上候。左候ハ其方の者を、番手とて中井へ被遣。彼兩人をかため取、籠へ入て御置有べく候。令歸國、遂糺明可申付候。御由斷有間敷候。恐々謹言。

天正十一年
五月廿日
五郎兵衛殿

利家 在判
又 左

御宿所

(本年五月十一日の條参照。)

五月。羽柴秀吉近江坂本より、書を在京の前田利家女麻阿姫に與ふ。

【前田家文書】

一八二

かへすくめうねんな□大さかへよび候て、ぢんなし^(顯無)
ニひとこい申候はんまゝ、めでたがり候べく候。五^(御)
もじへも御心へ候て可給候。以上。

いそぎ其方へまづ参可申候へども、さかもとニ申候て、大ミうち^(近江)のちぎやうあらためさせ、又ハしろども^(守)2ほらせ申候て、こゝもとひまをあげ候はゞ、大坂をうけとり候て、人數いれおき、くにのしろわり候て、これ^(是)以後無^(無)法^(法)力^(力)いごむほうなきやうニいたし申候て、五十ねんもくにぐしづまり候ようニ申つけ候、うしく。

ま 阿
まいる御返事

羽柴秀吉
ちくぜん

(この消息は秀吉自筆のものにして、日附を記さざるも、その將に大城城を受取らんとすることをいふが